# 特別医療受給資格証の更新手続き

現在『特別医療受給資格証(青色)』をお持ちの方で、 下記対象者の方は、有効期限の満了が近づいていますの で、手続きにおでかけください。

### 【対象者】

- ◆身体障がい者 … 身体障害者手帳(1~2級)所持者
- ◆知的障がい者 … 療育手帳(A)所持者
- ◆精神障がい者 … 精神保健福祉手帳(1級)所持者 ※所得制限などにより受給できない場合があります。

### 【申請窓口】

お

せ

本庁舎 : 健康対策課 健康増進室

: 分庁総合窓口課

をお持ちでない方も、平成24年中の所得によっては対象 となる場合がありますので、ご相談ください。

(現在受給資格証をお持ちの方には、別途案内文書を送 付しています。)

また、下記対象者のうち、現在『特別医療受給資格証』

### 【申請に必要なもの】

- ◆健康保険証
- ◆印鑑(認印)
- ◆現在お持ちの特別医療受給資格証
- ◆身体障害者手帳·療育手帳·精神保健福祉手帳
- ※平成25年1月1日に伯耆町に住民登録がない方に ついては、前住所地の平成25年度課税証明書(住民税) が必要です。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 **☎**68−5536

# 新しい被保険者証を 一斉に郵送しました

7月31日で、現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の被 保険者証の有効期限が満了となります。

新しい被保険者証を郵送しましたので、ご確認ください。また、古 い被保険者証は8月1日以降に破棄してください。

## 新しい 被保険者証を 郵送した方

### 【国民健康保険】

74歳以下の方で、国民健康保険加入者 ※同じ世帯の方は、一つの封筒で送付 しています。

### 【後期高齢者医療】

75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいを お持ちの方で、後期高齢者医療制度加入者 ※同じ世帯の方でも、別々の封筒で送付しています。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

林に出かけ、説明や支援を

学習がより一層充実するよう でお世話になり、子どもたちの ンティアの皆様にいろいろな面 これからも、学校支援ボラ



子どもたちは、さまざまな

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎62-0712

# みんなで育てる伯耆町の子どもく 域

# 住基カードの 有効期限の確認を

平成15年8月から運用を開始した住民基本台帳カード(住基カード)は、平 成25年8月で10年を迎えます。住基カードの有効期限は10年間であるた め、有効期限の満了にご注意ください。

有効期限満了後も引き続き住基カードのご利用を希望される方は、お持ち の住基カードの有効期限をご確認のうえ、更新手続きを行ってください。 ※有効期限は、住基カードの表面中央に記載されています。

申請できる方 伯耆町に住民登録がある方で、お持ちの住基カードの有効期限まで3か月未満の方 (有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。)

### 申請に必要なもの

「写真つき住基カード」をご希望の方

「写真なしの住基カード」をご希望の方

(サイズ縦4.5cm×横3.5cmくらいで上半身・正面・無帽・無背景のもの)

お持ちの住基カード、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)

手数料 500円

申請場所 住民課または分庁総合窓口課

※「写真つき住基カード」を身分証明書として利用され ている方は、有効期限が満了すると、その効力が失 われます。また、住基カードの有効期限と電子証明 書の有効期限は異なりますのでご注意ください。





この箇所に有効期限が記載されています。

【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

# 元気アップ教室開催のお知らせ

~トレーニングコース~ 【健康ポイント制度対象事業】

生活習慣病予防を目的に、筋力トレーニン

グやエアロビクスなどを実施する運動教室を 開催します。

き 9月~11月の毎週金曜日(全10回) 【第1回 9月6日】

10:30~12:00

と こ ろ B&G海洋センター トレーニングルーム

象 伯耆町の住民で3ヶ月間参加で きる方(高血圧症・心疾患などの 方は、必ず医師にご相談のうえ お申込みください)

員 20名

参加料 2,000円 申込期限 8月16日(金)

※申込み多数の場合は、過去2年間の参加 回数が少ない方を優先します。

【問い合わせ・申込み先】

健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

# 国民年金保険料の免除制度

平成 25 年度国民年金保険料の 1ヶ月分の金額は、15.040 円ですが、納付が困難な場合は、免除制度があります。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除(4分の1納付)	3,760円
半額免除(半額納付)	7,520円
4分の1免除(4分の3納付)	11,280円

※20歳代の方のみ納付猶予制度があります。

### 手続き方法

年金手帳と印鑑を持参のうえ、住民課、または分庁総合窓口課 までお越しください。ただし、退職された方は特例がありますの で、離職票または、雇用保険受給資格者証を持参してください。

免除期間 7月から翌年の6月までの1年間

そ の 他 免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の昨年中の所 得などに応じて審査し決定されます。

【問い合わせ先】住民課 **☎**68-3115 米子年金事務所 **☎**34−6111